# 入札及び契約心得

## (入札関連)

## 1 入札の無効

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 法令又は入札説明書及び入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一入札者が二以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者を判別できないとき。
- (5) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できないとき。
- (6) 金額の訂正をした入札書による入札であるとき。
- (7) 入札保証金の納付が見積金額の100分の5に達しないとき。<u>この見積金額とは税</u> 込である契約希望額(入札書記載金額の100分の110に相当する金額)とす る。
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者(入札参加の確認を受けた者で、その後入札の時点において入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者が入札したとき。

## 2 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。また、金額は、アラビア数字で記入すること。

## 3 入札保証金

- (1) 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金に充当する場合のほかは契約締結後、落 札者以外の者に対しては入札終了後にこれを還付する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は公社に帰属する。

## 4 その他

- (1) 入札について、談合又は何らの協議もしてはならない。
- (2) 無効入札をしたものは、再度入札に参加することはできない。
- (3) 入札回数は、再度入札を含めて2回を限度とする。
- (4) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低価格の入札をした者を落札者とする。 ただし、同価格の入札があったときは、ただちにくじで落札者を決定する。
- (5)入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届を提出することによ

り、自由に入札を辞退できる。

- (6)入札書は本人提出のこと。ただし、代理人のときは、委任状を提出し、入札書には会社の住所、会社名、代表者名及び代理人名を併記しなければならない。なお、入札書に訂正がある場合は、新しい入札書に書き直して提出すること。
- (7)提出した入札書の書替え、引替え又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札書、委任状及び入札辞退届は、別紙様式(任意作成不可)によること。
- (9) 入札参加者は、なるべく社員証又は名刺のご持参をお願いします。

## (契約関連)

### 1 契約の締結等

落札者は、原則として落札後又は見積決定後7日以内に契約を締結しなければならない。

### 2 契約保証金

落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上(千円未満の端数は切上げ)の契約保証金を、銀行振出小切手又は銀行振込により納付しなければならない。 なお、契約変更に伴い契約金額の増額等が生じた場合は、公社の指示に従い、契約保証 の変更手続きをしなければならない。

契約保証金の振込口座

銀行名							本支店名	預金種別		
福岡銀行							本店営業部	普通預金		
口座番号							口座名義			
	5	0	6	9	6	3	フクオカケンジュウタクキョウキュウコウシャ 福岡県住宅供給公社			

## 3 暴力団排除条項に係る誓約書

落札者は、契約書の提出と同時に、契約書に規定する暴力団排除条項第1項各号に該当 しないこと等について誓約する誓約書を提出しなければならない。誓約書を提出しない場 合は、契約を締結しないものとする。

#### 4 業務実施スケジュールの作成

落札者は、契約締結後14日以内に、本業務の仕様書に基づく業務について、業務委託 期間における業務実施スケジュール(様式任意)を作成し提出しなければならない。

また、本業務の実施後、業務実施報告書(様式任意)を作成し提出しなければならない。